

7. 商業の活性化

(中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項)

[1] 商業の活性化の必要性

【現状分析】

本市の商業環境を見ると、平成9年以降、年間小売販売額は年々減少してきましたが、平成19年時点でようやく下げ止まり、平成9年当時の73%となっています。平成10年に、中心市街地の近くに大型SC「ゆめタウン高松」が開店し、平成19年には「西村ジョイ屋島店」「イオンモール高松店」が開店するなど、大型店の立地が続いています。

中心市街地では、平成11年以降年々販売額を減らしており、平成19年時点で平成9年当時の67%まで減少しており、市全体が下げ止まる中で中心市街地は下げ止まりが見えない状況となっています。

このような中、丸亀町商店街では、商業・サービスの魅力を高めるため、A、B、C及びG街区で新たな商業拠点を創り出すなど、商業者主導で再開発が進んでいます。

一方で、市民アンケートによると、市民は中心市街地内の商店街や大型店を「買い物」「飲食」等のために利用しており、訪れたり、長く時間を過ごすためには「無料休憩スペース」、「トイレ」や「シネマなどの娯楽施設」を充実すべきとの意見が多くなっています。

【商業の活性化の必要性】

新たな郊外大型店の出店や、リーマンショックに代表される景気低迷など厳しい環境の中でも、本市では商業者が主体的に商業・サービスの魅力強化のための取組を進めています。今後も、これらの取組を行政も強力で支援することで商業・サービスの活性化を図ります。

具体的には、第1期計画では事業が比較的少なかった、国道11号南側に位置する中央商店街南部地域において、積極的に活性化事業を実施します。

また、中心市街地と郊外が連携した新しい形での商業サービスの魅力向上を図るため、「総合生鮮市場事業」を始めとする新たな商業・サービスの魅力強化の支援を行います。さらに、中央商店街の情報をタイムリーに発信することで、商店街の魅力を市民に伝え、回遊性の促進につなげます。

【フォローアップの考え方】

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組の進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図ります。


[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 大規模小売店舗立地法の特例措置</p> <p>【内容】 ・大店立地法の手続きに関する不要化の措置</p> <p>【実施時期】 平成 19 年度～</p>	香川県	中央商店街の再生・活性化を図るため、新たな魅力の核となる大規模商業施設の立地を促進するものであり、生活サービス機能の充実に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）</p> <p>【実施時期】 平成 19 年度～</p>	
<p>【事業名】 瓦町駅核化プロジェクト事業</p> <p>【内容】 駅ビル型複合商業施設の整備を行うもの (コトデン瓦町ビル) 敷地面積：16,051 m² 延床面積：91,106 m² 階数：地上 11 階・地下 3 階 主要用途：商業施設・鉄軌道・駅舎・地下駐車場等</p> <p>【実施時期】 平成 26～27 年度</p>	高松琴平電気鉄道株式会社	<p>公共交通の拠点であるコトデン瓦町ビルは、中心市街地のまちづくりや商店街活性化の観点から、重要な施設であることから、にぎわい・交流拠点の形成に必要な事業です。</p> <p>中心市街地への来街意欲を促進し、にぎわいの創出や来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定</p> <p>【実施時期】 平成 26～27 年度</p>	商店街まちづくり事業（中心市街地活性化事業）

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松市中央商店街空き店舗活用事業</p> <p>【内容】 ・中央商店街のにぎわい向上、空き店舗率の改善のために空き店舗を利用した出店に要する経費を補助するもの</p> <p>【実施時期】 平成 24 年度～</p>	<p>商店街振興組合・空き店舗へ の出店事業者</p>	<p>空き店舗への出店を推進し、豊かで楽しい時間を消費できる魅力ある商店街づくりにより、中心市街地のにぎわいをつくるものであり、生活サービス機能の充実、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	
<p>【事業名】 中心市街地商店街活性化事業</p> <p>【内容】 ・商店街振興組合等が行う魅力ある商店街づくりに向けた事業に要する経費の一部を補助するもの</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度～</p>	<p>商店街振興組合等</p>	<p>商店街の活性化のための事業を推進し、商店街の魅力向上を図るものであり、生活サービス機能の充実、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	
<p>【事業名】 創造支援センター事業</p> <p>【内容】 ・創造支援室を事務所その他の活動拠点として利用、入居希望者の審査、創造支援室を使用するものに対し、創業及び事業の経営に関する相談、情報提供その他の支援</p> <p>【実施時期】 平成 24 年度～</p>	<p>高松市</p>	<p>創造性に富む発想又は独自性のある技術を活用して、新たに事業を営もうとする者等を支援することにより、特色ある事業の創出及び地域産業の振興に寄与し、生活サービス機能の充実、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 商店街情報発信事業</p> <p>【内容】</p> <p>① デザインコードに基づいた街路灯や休憩スペースの整備</p> <p>② リアルタイムな情報発信システムを整備し、情報発信機能を活かしたイベント実施</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度</p>	高松丸亀町商店街振興組合	<p>中央商店街の情報を発信していくことで、市民が商店街の魅力を認識し、商店街への関心を持つ機会をつくるものであり、商店街への来街意欲を促進し、にぎわいの創出や来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地魅力発掘・創造支援事業</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度</p>  <p>イメージ図</p>	
<p>【事業名】 瓦町駅核化プロジェクト事業（再掲）</p> <p>【内容】 駅ビル型複合商業施設の整備を行うもの</p> <p>（コトデン瓦町ビル） 敷地面積：16,051 m² 延床面積：91,106 m² 階数：地上 11 階・地下 3 階 主要用途：商業施設・鉄軌道・駅舎・地下駐車場等</p> <p>【実施時期】 平成 26～27 年度</p>	高松琴平電気鉄道株式会社	<p>公共交通の拠点であるコトデン瓦町ビルは、中心市街地のまちづくりや商店街活性化の観点から、重要な施設であることから、にぎわい・交流拠点の形成に必要な事業です。</p> <p>中心市街地への来街意欲を促進し、にぎわいの創出や来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 商店街まちづくり事業（中心市街地活性化事業）</p> <p>特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定</p> <p>【実施時期】 平成 26～27 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 食の連携産業の創造</p> <p>【内容】 食の連携産業を創造し、商店街が、生産者と市民を繋ぐために、空き店舗などを活用し、地産地消型のローカルフードレストランの設置、マネージメント、プロデュースを行うもの</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度</p>	一般社団法人讃岐ライフスタイル研究所	商店街において、「食」の機能は、大変重要です。それは、生産者と市民を繋ぐことで、市民の豊かな食生活が実現し、生活者の生産が安定化するという流通の仕組みがより強固になり、中心市街地に地域活性化への寄与が実現します。また、レストランという機能により、中心市街地のコミュニケーションの場の機能が強化され、中心市街地への来街意欲を促進し、にぎわいの創出に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 中心市街地再興戦略事業費補助金又は中心市街地再生事業費補助金</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当無し

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当無し

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 総合生鮮市場事業 [再掲]</p> <p>【内容】 ・商店街に生鮮市場を導入し、まちなか居住者の日常の買い物等、快適な生活環境を確保するもの</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	高松丸亀町商店街振興合・高松丸亀町まちづくり株式会社	丸亀町商店街又はその隣接区域に生鮮市場を開設する計画であり、第一段階として野菜又は魚市場を導入し、最終的には、野菜／魚／精肉／惣菜の生鮮 4 品を取り揃えた総合生鮮市場とする構想です。民間主体で行う衣・食・住のトータル的なまちづくりであり、生活サービス機能の充実、来街者の回遊及び居住の促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松南部商店街活性化事業</p> <p>【内容】 ・田町（高齢者の安心・交流事業）、常磐町（子育てママサポート事業）、南新町（さぬきの「味」育成事業）、その他（デジタルサイン）</p> <p>【実施時期】 平成 27～29 年度</p>	株式会社高松南部3町商店街プロジェクト	<p>商店街としての求心力が低下している中、田町、南新町、常磐町商店街の南部 3 町商店街では「ブランドショップや高層マンションが建ち並ぶ先進的」な北部エリアに対して「生活エリアと密着した魅力ある下町」をコンセプトに活性化事業を展開していき、にぎわいの創出や生活サービス機能の充実、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	
<p>【事業名】 常磐町商店街アーケード整備事業</p> <p>【内容】 ・常磐町商店街におけるアーケード改修工事の実施 L=270m</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度</p>	高松常磐町商店街振興組合	<p>中央商店街の南部に位置する常磐町商店街において、歩行者にとって快適な空間を創造するため、アーケード葺き替え工事を実施し、商店街への来街を促進することで、高松中央商店街南部区域ににぎわいをもたらすものであり、生活サービス機能の充実、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	
<p>【事業名】 商店街共同施設整備事業</p> <p>【内容】 ・商店街が実施するアーケード・カラー舗装・立体駐車場等、一般公衆の利便を図るための共同施設の整備・修繕等</p> <p>【実施時期】 昭和 43 年度</p>	商店街振興組合等	<p>商店街のアーケード・カラー舗装・立体駐車場等、一般公衆の利便を図るための共同施設の整備・修繕等を推進し、快適な商業空間の確保や、商店街の魅力向上を図るものであり、生活サービス機能の充実、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 まちネコ倶楽部</p> <p>【内容】 ・商店街の店舗が実施するポイントシール事業</p> <p>【実施時期】 平成 16 年度～</p>	<p>商店街 振興組 合等</p>	<p>商店街内の加盟店舗が協力して行うポイントシール事業であり、集客イベント等も実施し、今後、加盟店舗の増加やサービス向上に努めることで、来街者の増加を目指すものであり、生活サービス機能の充実、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	
<p>【事業名】 中央通りオフィス環境整備事業</p> <p>【内容】 ・壁面の後退、又はポケットパーク等の休憩施設の整備。OA環境の整備、施設環境の改善、駐輪場の増設など</p> <p>【実施時期】 平成 20 年度～</p>	<p>高松市</p>	<p>中央通りに面した区域内において、新築に伴い、オフィスビル等の中央通りに面した敷地内に、快適な歩行者空間の創出に資する面的整備及びテナント誘致に資する良好な施設改修を行った優良なビル所有者に対して、予算の範囲内で一定期間、固定資産税額に相当する額の一部を補助することにより、中心市街地の良好な街並みの形成とにぎわい並びに良好なオフィス環境を創出し、新たなテナント誘致の促進を図ります。にぎわいの創出や来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	



高松南部商店街活性化事業を実施する中央商店街南部地域